

**障害のある学生の修学支援に
関する検討会（第2回）
関係者へのヒアリング等
「教育方法に関する考え方」**

宮城教育大学
特別支援教育講座
准教授 松崎 丈

情報保障・コミュニケーション上の配慮

事例①授業における障害学生の発言に対する教員の対応

例. 学生が音読したり発表する授業で、障害学生が発言する順番をとばされる。

- 双方間の対話がない善意による対応がすべて合理的配慮とは限らないことを周知させる必要があるのではないか？
- 過去の体験からこの対応に対して意思表示できない障害学生もいるため、意思表示する前の段階の心理支援が重要。

事例②学生の支援者の恒常的な人材不足

例. 障害学生が希望する全授業科目の情報保障が困難。

例. 学生支援者の教育実習等のため、大学内の情報保障活動に欠員が生じる。

- 人材不足が生じない体制整備は学内人的資源だけでは困難になった場合の体制をどのように整備するか？

情報保障・コミュニケーション上の配慮 心理面・健康面の配慮

事例③授業、課外授業、学校行事への参加等における集団
コミュニケーション

例． 学生同士のグループ活動やゼミ等における集団
コミュニケーションへの参加の工夫に限界がある。

例． 家族や学校等での聴者との集団コミュニケーション
の突然で非合理的な疎外体験の蓄積により、自ら
要請することを躊躇。疎外体験による建設的対話の
体験不足から、誤解やトラブルが生じ、登校拒否・
精神疾患に至るケースも。

- 障害学生の多くは、すでに物心ついた時から障害を理由とした差別体験や疎外体験を重ねているため、自身の体験を整理しながら意思表示するための支援体制が必要では？
- コミュニケーション方法の習得や情報保障だけでは解決が難しい苦労や問題について当事者研究する体制が必要。

学外における実習や資格取得

事例 教育実習校（中学校）における英語科の授業担当者は、今はスピーキングとリスニングを重視した授業を進めなければならない、障害のある実習生であっても障害のない実習生と同等の条件での評価が必要（つまり授業内できちんとした発音と生徒の発音の聞き取りができること）であり、それができないと授業とは言えないと言われた。聴覚支援学校に変えてはどうかとの意見も。教育実習校で英語担当教員と本学担当者が協議し、聴覚障害学生の英語スキルを両者間で把握の上、授業を進めるために必要な機器や教材を使って授業することにし、スピーキングやリスニングができないことを理由にした評価を行わないことにした。実際には授業立案や内容構成が不十分という指導がなされた。

- 英語教育でスピーキングとリスニングが推奨されているために、聴覚障害学生への合理的配慮の提供がなされにくい。本来の教員免許制度も踏まえた指針の記載が必要では？

学外における実習や資格取得

事例 中高英語免許取得予定の聴覚障害学生が、英語科のクラス分けで英語の成績ではなく障害を理由に能力的に低い方のクラスに配属される。聴覚障害学生が担当教員に改善を求めるが、早期に解決できず。障害学生支援担当教員が学生本人からの相談を受けて、授業担当教員に連絡して改善。

事例 病弱学生が教育実習に不安を抱えていたが、逆に「病気」というものの見方を実習校の教職員や生徒に伝えられることが強みになるのではという助言で、自らの身体や生活等を振り返って整理し、配慮文書を作成した。病気の基本的な情報、外部環境に起因する症状、行動に起因する症状、症状が起きた時、体調が悪くなったときの対処方法、症状を起こさないために必要な予防行動、許可して頂きたいことなど詳細に作られていた。

情報保障・コミュニケーション上の配慮 心理面・健康面の配慮

事例 通信課程におけるスクーリング時の対応体制の整備。通信課程の聴覚障害学生は、通学課程と比べて支援者の確保作業（講義開始前までに開催地の通訳派遣要項の把握、通訳派遣申請、大学と派遣元機関の連絡調整、派遣元機関への資料事前送付・機器手配・通訳方法の確認、授業当日に打ち合わせや会場のセッティング等）や通訳費用負担（学生本人が2日間で10万円以上払う事例もあった）を担うことが多い。そのため過重な負担が受講前から伴い、かつ当日の調整作業等で授業に集中することも困難となる。また、開催地が都市に限られ、地方在住の学生には開催地の個人派遣を認めてもらえない（大学が依頼するようにと断られる事例も）。

- 支援者の確保は、通学課程と同様に学生本人のみに委ねず、大学で支援する体制を整備する必要があるのではないか？

宮城教育大学における 聴覚しょうがい学生支援の特徴

1. 本学は、しょうがい学生支援について、**本学の教育理念につながる重要な取組である**と認識し、本学の大きな特徴として位置付けている。
2. 聴覚しょうがい部会教員、コーディネーターは、単なる「支援担当者」としてではなく、「**学生主体**」「**学生同士の係わり**」を重視する**教育的立場で支援することが**、しょうがい学生支援の活動の活性化につながると考えている。
3. 聴覚しょうがい部会の学生は、**聴覚しょうがい学生支援の活動の主体は自分たちであることを認識し**、アットホームな雰囲気^{（注）}で意欲的に活動している。

宮城教育大学における支援体制

入試

意思表示

入試部会（学部・大学院・教職大学院）

責任者（学務担当理事）・しょうがい学生支援担当・入試課

入学前

しょうがい学生

意思表示

しょうがい学生支援室

室長（連携担当理事）・副室長
専門部会長及び室員

しょうがい学生支援コーディネーター

視覚しょうがい部会
聴覚しょうがい部会
肢体不自由部会
病弱・虚弱部会
発達しょうがい部会

連携

学務委員会
学生生活委員会
教育実習委員会
目標・評価室

連携

教員組織

連携

学生相談室

相談

インクルーシブ推進委員会

委員長（総務担当理事）

しょうがい学生支援室長・副室長

学生相談室長・保健管理センター所長

上杉学習支援室長・総務課長・学生課長・教務課長

総務担当理事が指名する教職員若干名

卒業

教職員対応要領に基づいて 設置される相談窓口一覧

- しょうがい学生支援室
- 学生相談室
- 保健管理センター
- 上杉学習支援室
- 事務局

総務課・附属学校課・教務課・学生課・入試課

- 学長が指名する教職員
障害当事者教員 2名含む

しょうがい種別における支援メニュー

しょうがい種別	内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当教員への配慮事項の伝達・相談 ■ 個別相談 ■ ビデオ等の教材の字幕付け・文字起こし ■ 総合防災訓練の実施 ■ FD研修の実施
視覚しょうがい (現在0名)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 点訳ソフトによるテキスト文章の変換 ■ 対面朗読 ■ 点字ブロック設置等の施設利用 ■ 移動等の介助 ■ 地図・図版類の触覚教材化 ■ 弱視レンズ及び拡大読書器等の活用 ■ 画面読み上げパソコン及び周辺機器等の活用（貸出）
聴覚しょうがい (現在9名)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手書きノートテイク ■ パソコンノートテイク ■ 遠隔地通訳 ■ 複数画像ディスプレイシステム ■ UDトークによる音声認識 ■ FMや赤外線等による聴覚補助システム（機器の貸出）
発達しょうがい (現在2名)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 単位履修や授業内の個別配慮等に関する修学上の支援 ■ 多目的ルームの設置 ■ スケジュール管理や対人関係の困難等に対する大学生活の支援
肢体不自由 (現在2名)	<ul style="list-style-type: none"> ■ スロープやエレベーター・屋根付き駐車場の設置 ■ 教室の変更・調整 ■ 移動等の介助
病弱・虚弱 (現在3名)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多目的ルームの設置及び学内の臨時休憩場所の確保 ■ 緊急時対応の確認 ■ 通院への配慮 ■ 常備薬の保管